



「給特法改正案」国会審議傍聴報告

今国会では、「給特法」(お温習いしましょう!第1回)や「一年単位の変形労働時間制」、「教職員の働き方改革」など、私たちの働き方や給与に関して重要なことが議論されています。高教組は、岩手県選出の横沢高德さん、日政連議員の勝部賢志さん(北海道)・水岡俊一さん(兵庫)等が質問に立った、参議院文教科学委員会(11/26)の傍聴に行ってきました。今回は横沢議員の質問、文科省等の答弁について報告します。

※本文中の文言は質問者、答弁者のもの。

萩生田文科大臣：政府提出の「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」提案理由を説明する。

- ①夏休み中の休日まどめどりのように集中して休日を確保するため一年単位の変形労働時間制を実施できるようにする。
- ②教育職員の健康及び福祉確保のため業務量の適切な管理に関する指針を策定、公表する。
- ③一年単位の変形労働時間制の法律案は2021(令和3)年4月1日から、業務量の適切な管理等に関する指針に関する改正法規は2020(令和2)年4月1日から施行する。

横沢高德議員(岩手)：月平均の残業時間が8時間であった50年前の働き方をもとにした給特法。業務量が膨大になっている現状では、無理があるのではないか。

文科大臣：給特法見直しには確かなデータと国民的議論が必要。3年後の2022(令和4)年度に教師の勤務実態調査を実施し、給特法の法制的な枠組みを含め検討を行っていく。

横沢議員：SSSや部活動指導員は地方ではなかなか見つからない。制度と現場の乖離は。

文科大臣：国と地方が一致協力して環境整備をすすめる。

横沢議員：2017(平成29)年1月20日のガイドラインによる労働時間の定義を確認する。

厚労省審議官：使用者の指揮命令下に置かれている時間。使用者の明示又は黙示により労働者が業務に従事する時間は労働時間。

横沢議員：使用者に言われなくても労働時間に当たるか。

厚労省審議官：客観的に見て使用者の黙示的な指示により労働者が業務を行っていると言えれば労働時間。

横沢議員：公立学校教員についても、自主的、自発的時間も含み在校等時間として時間管理を行っている。この時間も厚労省答弁の勤務時間にあたると文科省も考えるか。

文科大臣：超勤四項目以外でも校務として行うものを含め在校等時間とし、勤務時間管理の対象とすることを明確にしている。

横沢議員：本来、給特法は、教員に残業をさせないためのもの。限定四項目に限って例外とするもの。給特法の趣旨からいえば、勤務時間外のテストの採点は、残業せずにお帰り下さいと言うべきもの。しかし、それでは学校運営がなりたない。であれば、労基法上の労働時間として認めるべき。

文科大臣：教師の働いている時間は、全て校務のための時間。労基法における労働時間は使用者の指揮命令下に置かれている時間。学校では所定の勤務時間外に校長の超過勤務命令によらず働いている時間は、指揮命令下にあると言えないが、この時間も含めて校務として業務に当たっていると位置づけている。

横沢議員：教員の休憩時間。所定労働時間7時間45分では、45分の休憩、8時間を超える勤務では、1時間の休憩時間があるはずだが、多くの教員は休憩時間が取れていない。

文科大臣：本年3月に学校における働き方改革に関するとりくみと徹底に関する通知において、適正な時間に休憩時間を確保できるように指導、助言してきている。

横沢議員：休憩する時間のない教員の声を聞く。本当に力を入れてやってほしい。一年単位の変形労働時間制は、業務の繁忙、閑散を見込んで労働時間を配分するもの。常に時間外勤務が発生している現状では、導入の前提条件を満たしていないのでは。